

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会（第4回）

日時 平成18年11月21日（火）

午後2時～4時10分

場所 京都ガーデンパレス「鞍馬」

議 事

新京都府人権教育・啓発推進計画の推進について

(1) 新京都府人権教育・啓発推進計画の推進について

座長 今日委員の先生方には、それぞれお忙しいところご苦労様です。2時間ほどいろいろお知恵を拝借したいと思います。

今日の議事日程をご覧いただくとわかりますけれども、三つの主なテーマがございます。第一番目は、前回ある程度ご説明を受け、われわれも意見を申しあげましたけれども、「新京都府人権教育・啓発推進計画の推進について」です。これは職員研修・研究支援センターのものと教育委員会に関わる教育研修と両方ございますので、いずれについてもご説明いただいたあと、われわれのほうから質問なりコメントをする予定でございます。だいたい40分ぐらいそれにかけてと思います。

二番目は、今までの成果を踏まえて「平成18年度の取組状況について」、中間報告になりますけれども、だいたいすんでおります分についてのご説明をいただいたあとで、これも委員の方からご質問ないしコメントを頂戴したいと思います。だいたいこれも40分ぐらいです。それで30分ほど余る予定ですが、われわれはどちらかというと府のほうからの取組の説明に対して対応するということでしたが、今日のご自由に。というのは、私はいつもこういう状況なのですが、人権全般について言えといわれると、みんなわかりきったことをいうか、何か突飛なことをいうか。例えば男女共同参画とか、あるいは子どもの人権というような限られたテーマになりますと割合具体的な発言がしやすいのですが、一般的な形ではなかなか難しい。ですからその点も踏まえて今日は府の人権全般、個別の問題から提案していただいてもいいですが、それについてこういう切り口があるのではないか、こういう点を見落としているのではないか、あるいはこういう新しいことを考えたらどうかということで、ご自由にご意見をいただく時間をとりたいと思います。そういう次第ですのでよろしくご協力をお願いします。

まず第1番目の「新京都府人権教育・啓発推進計画の推進について」、これは職員研修にかかるものと教育委員会にかかるものと2種類ございますが、府のほうからご説明をお願いします。

事務局 京都府の職員研修・研究支援センターでございます。まず資料1の関係につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。資料1の1ページ目と2ページ目は前回ご説明させていただきました内容と異なっている点はございません。おおまかに分けまして、センターで実施をしている職務・職階に応じた研修と、それぞれの職場で研修をしてもらうためにその研修を指導したり、研修を企画したりという職員に対する研修と、人権に関します全職員を対象にした研修、こういったものを実施しておりますということを前回ご説明申しあげましたが、その表でございます。

2 ページ目は当センターで実施しております人権教育の研修の職務・職階に関して 17 年度はこういうものに取り組みましたということで、これも前回と異なっている点はありません。3 ページ目はその際に実施をしておりますアンケートで、これも前回お示しをさせていただいたとおりでございます。

今回の資料といたしましては、前回、アンケート結果について資料はないのかというお話がございまして、大変ばくっとしたのですが、アンケートを実施しましたその結果について、いったいどういうものであったか、内容として職務に役立つものであったか、理解を深めるものであったか、わかりやすかったか、このへんについてアンケートを実施しておりますので、その結果をまとめたペーパーを用意させていただきました。

受研者は 1,240 名あまり、うち回答は 1,030 名あまりでございます。内容につきましては、期待どおりのものであったかということについては、そうだと答えたのが半分強、ふつうだというのが 35%、そうではないというのが 10%となっています。職務に役立つものであるかという点についてもほぼ同じようなことで、役に立つと答えた者が 5 割ちょっと、ふつうだというのが 4 割弱ぐらい、そうではないというのが 1 割程度となっています。理解が深まったかということですが、6 割を超える職員が理解が深まったと答えています。ふつうというのが 3 割弱、いいえは 1 割でございます。講師の説明はわかりやすかったかということについては、7 割弱の職員がわかりやすかったと答えています。ふつうだというのは 2 割強でございます。

そのときにどのへんがよかったという点については、2 ページに戻っていただきまして、下のほうの「評価」の 14 番目の「研修効果について」という欄にアンケートの状況を記載しております。一般職員は「人権問題の重要性が再認識できた」、「公務員は人一倍人権に敏感でなければならないと感じた」といわれています。管理職のほうは「人権に対する府の方針が理解できた」、「府民の人権意識の再構築に向けて頑張りたい」という意見を述べています。いずれにしてもアンケートの「理解が深まった」という内容についてそれぞれ職員が感じていることはこういうことではないかと思っております。私どもとしてもこの点を十分踏まえながら今後研修をしていきたいと思っております。

これは資料にございませんので口頭で恐縮でございますが、アンケートのなかに、これから受研したいと考えている人権問題は何かという設問があるのですが、そのなかで出ておりますのは、子どもの問題、犯罪被害者の問題、性同一性障害の問題、個人情報保護の問題、インターネット上での人権侵害、こういったものについて非常に関心があると答えた職員が 3 割から 4 割あったということです。新しいそういった人権の問題について理解を深めたいという職員が相当数いると思っております。とくに個人情報保護とかインターネット上での人権侵害というのは新しい問題として最近いろいろ個人情報の保護の問題で出ていますので、こういった点についても十分やっていきたいと思っておりますし、子どもの命の問題とか、犯罪被害者の問題とか、性同一性障害とか、とくに性同一性障害というのは新しい課題だと思っておりますが、こういったものについても理解を深めるようにしてまいりたいと思っております。

ただ、新しい知識を深めるのも大事ですが、これは私が感じているだけの話なので、そうかどうかはちょっとわからない点があるのですが、うちの娘を見ておりますと、うちの娘は職員ではありませんので単に娘ということでご理解いただきたいのですが、われわれの世代が経験をしたような人権侵害に関わるようなこととか差別に関わるようなことはあまり体験をしていないのではないかと感じておまして、知識としては人権侵害をやってはいけない、同和問題についてはこういう問題だという認識はしていると思っておりますが、しかしどういう人権侵害があるかとか、どういう差別が行われてきたかという点については実感としてあまりもっていないのではないかと日々感じているところでございます。

最近の若い職員もそのへんの認識は変わらないのかなと想像しております。私たちはできるだけ体験とか差別の実態がどうであったかということとか、その点について少しでも認識を深めるようにするのが大事ではないかと思っておりますので、体験型の研修とかワークショップを通じて気づきを進める研修を今後かなり充実していく必要があるのではないかと感じております。

いずれにしても人権侵害、差別というのは許せない行為で、あってはならないことだと思っておりますので、この点は職員に十分徹底をしたいと思っております、今後の研修につきましてはそういう観点から進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

座長 ありがとうございます。次に、教育委員会のほうから説明をお願いします。

事務局 総合教育センターです。お手元の資料2に総合教育センターの「研修講座体系」がございます。教職員研修は大きく基本研修と専門研修に分かれています。とくに教育の場合は法律によって任命権者に研修を義務づけられています。それが初任者研修と、10年期の10年目研修が法定研修といわれているものです。そのほか2-5年目、あるいは20年期の研修もやっております。専門研修は領域等研修と職能別研修に分かれています。

教職員研修の場合に二つの視点があります。一つは、教職員自らの人権意識を高めていく研修であります。もう一つ大事なものがありまして、それは対児童生徒に関するものでありまして、人権教育に関する指導力量を高めていく研修です。例えば授業においてどのような指導方法で工夫していくか、そのようなものであります。

体系からはそれが見にくいので、お手元にお配りしております表紙に「平成18年度人権教育関係講座アンケート結果」とあります追加資料の2ページ目に「平成17・18年度京都府総合教育センター人権教育関係講座」がございます。縮小コピーで読みにくくて申し訳ないのですが、その右端に「ねらい」と書いてあります。

教職員自らに関わるもの、対児童生徒に関わるもの、その他の研修のねらいということで、縦長の縮小コピーのいちばん右側の欄に「ねらい」とありますが、初任・新規採用者の研修、2-5年目研修のところでは、主に「認識の深化」、「人権意識の高揚」ということで、ただし冒頭に申しました、教職員自らの人権意識を高めるということ。もう一つは「実践的な指導力の

育成」(対児童生徒)とありますが、これは教職員の対子どもへの指導力の育成という部分の研修です。

その下の10年期・20年期のところでは、(1)(2)は上と同じですが、(3)に「人権の内容及び指導方法に関する研究の推進」ということで、これは対児童生徒と並んで対教職員という部分も含んでおります。(4)に「指導的力量的育成」が加わっております。これが初任者等と大きく違っているところです。

さらに進みまして専門研修となります校長等の職能別研修では、(1)から(4)までは同じですが、最後に「人権教育校内体制推進役(人権教育担当者・管理職)としての力量的伸長」ということで、この部分では対教職員の指導のほかには校内体制も含めて研修をしようということになっています。以上が総合教育センターの人権教育関係講座の概略であります。

次に、追加資料の1枚目の「平成18年度人権教育関係講座アンケート結果」をご覧ください。総合教育センターのアンケートは原則記述式ですが、A・B・C・Dと4段階に分けて、「人権教育推進の視点」と「人権教育の実践的指導方法の工夫」の二つの項目に分けてアンケートをとったところこのような結果になっています。

同じく追加資料の3枚目は受講者アンケートの分析です。総合教育センターのアンケートは記述式になっていますので、受講者のコメントを分析するという作業をしています。これはちょっと大変な作業ですけれども、実は講座ごとにコメント分析をして、課題なり解決の方向を見出すという作業をしておりますけれども、これはそのなかの抜粋で、主なものを取り上げています。例えば初任者研修におきましては、対児童生徒で「実践的な指導力の育成」については、事例をもとにしてほしいとか、発達段階に応じた指導方法の工夫について研修を深めたいという、17年度において貴重なヒントがありましたので、18年度におきましては改善点ということで、例えば実践発表及び模擬授業、さらには各学校における人権教育の具体的な取組、これは校種別に研究教育の形をとりますが、それで実践的な指導力を育成する。そのために具体的な指導場面を想定して研修するというように改善しております。

同じく2-5年目研修におきましては、17年度において、「認識の深化」に関わる部分で、もっと人権そのものを深く知りたいという要望がありましたし、それ以外に対児童生徒では、校内での実践につなげていきたいというニーズがありましたので、18年度におきましてその改善をしております。若干のお断りですが、新規共通講座と申しますのは、17年度は2年目、3年目、5年目ということで4年目はなかったのですが、18年度は4年目も含めて2-5年目というくりにしております。そのなかの一つに共通講座を設けるというのが新しいところで、中身のうえでの改善点は、人権教育に係る認識を深化するということで、人権教育推進の基本的視点に係る講義を行います。それと実践力の向上につきましては、府教委が作成した事例集を使いまして人権学習の指導方法に係る講義とか演習を行う研修となります。

最後に専門研修におきましては、対教職員では実践例、体験という要望がありますし、また校内体制の推進につきましても現場の人権教育のあり方の研修をしていきたいという要望が

ありましたので、その右の矢印のところを書いてありますように、あくまでも事例に則して模擬授業を取り入れたり、各校となっていますのは校種別の研究教育ですが、具体的な取組を研修しております。改善点としては、人権学習の指導方法に係る実践発表、演習を行っております。とくに管理職等についての研修ですけれども、校内体制が問題になりますので、年間の計画的な推進ということでもありますので、各学校の具体的な年間指導計画とか指導案とか、指導案というのは教育のほうでよく使うのですけれども、授業の構想段階の企画書みたいなものです。それをもとに人権学習の具体的な指導方法について演習・協議を行う。そのような改善をアンケートを参考にしながら行っているところであります。以上です。

座長 ありがとうございます。それでは、今の二つのご報告について、いずれでも結構ですし、共通の問題でも結構ですので、お気づきになること、あるいはご質問、さらに細かく説明がほしいということがありましたらご自由にご発言ください。どなたからでもどうぞ。

委員 時間ももったいないので、さっさと発言したいと思います。一つは、それぞれのところでアンケート結果の集計を見せていただいて、なるほどなと思った部分もあるのですが、申し訳ないけれども数量的にはとてもシンプルな研修結果を見せていただいているので、これを毎年とってもあまり意味がないだろうなと思います。支援センターの5ページの研修結果にしても、総合教育センターのA・B・C・Dの評価にしても、この表だけ見ても、では次に何をするのかというのがなかなか見えてこないから、実際にはこのアンケート結果を受けてどうしているのかなというのが質問的な内容です。

具体的には、研修・研究支援センターのほうで結構いろいろな形でアンケートをとっておられて、受研したい事柄であったり、方法論であったり、どのように思っていますかということアンケートとして聞いていらっしゃるの、それがどういう結果だったかということについてはまたいずれ教えていただけたらと思います。今回は無理にしても、もう少し詳しいアンケート結果をお教えいただきまして、その際に、今日お示しいただいたのは資料のいちばん最初にある職務基本コースのアンケート結果なので、職場学習支援コースというのはアンケートがとりにくいのですか、とれないのですか。

事務局 各職場でとっていますので、うちでは集計していないのです。

委員 もちろん職務基本コースはどちらかということと人権問題の現状と課題をずっとやっけて、基本的な認識を深めてもらうという形でやっているから一般論的にならざるをえない部分もあると思うのです。そういう一般論的な部分と、職場学習支援コースで、では具体的に自分たちの職場でどうするのかというのはかなり違うと思うのです。それをどのようにそれぞれ受け止めているとか、あるいは有機的に関連づけられているかないとか、そのへんをア

ンケート結果等があって分析できたら教えてほしいなというのが要望です。

事務局 そのクロスは難しいかと思います。

委員 それでは、とりあえず研修アンケートをもう少し詳しい内容をいづれ教えていただけたらと思います。せっかく出してくださったのでそういうことで。この研修は職場の職務に役立つものでしたかということに関していちばん低くなるのは、基本認識を深めてもらうという一般論だからだと思うのです。だから意味がないという話にはならないわけですが、役割分担をはっきりさせて、ここは基本認識を深めてみたいなことをもう少し追求していただけたらと思って聞いたのです。

総合教育センターのアンケートは、膨大な自由記述を分けてこのように平成 18 年度の主な改善点と書いていただいていますので、私自身が授業をする者としての立場で思うのですが、それぞれの授業をそれぞれが自分でどう表現するか、人権問題について自分をどう表現するかということが、一番有効な研修になるかと思います。やはり基本的な認識がなっていないのだという振り返りにもなるし、どういうふうにしていこうかということの技術的な力量アップにもなると思うので、具体的な実践の指導のあり方をそれぞれ考えていくというふうに 18 年度は重点をおいてやりますとおっしゃっていたことをぜひとも続けていただいて、それが来年度またどうなっていくかということについて考えていただけたらと思います。要望と質問です。

事務局 非常に重要なことで、実践につながるということで、これは 19 年度に引き続いて強化していきたいということと、教職員の場合に市町村ではとくに校内研修をやるのですけれど、それも具体的な課題に則してきわめて実践的にやりますので、例えば今年開始しました指導者養成の研修講座を通じて各学校の校内研修につなげていきたいということをして 19 年度は構想しています。

座長 ありがとうございます。他の委員の方もどうぞ。中央のほうでは各都道府県、自治体に教育をばらまいたことを果たしてプラスなのかマイナスなのか、問題によっては中央で統括的に処理するほうがいいのではないかと。ですから、そういうことが出た場合に京都府としてはこういう答えがありますというのが出るような取組あるいは準備を。準備というとおかしいけれども、そうはおっしゃいますけれどもというのは、具体的な地域ごとの問題を踏まえていえることだと思いますので、せっかくアンケートをされるからにはその準備につながるような資料が出てくるように。他の委員の方が発言される前に、これを私のほうからお願いしておきたいと思います。どうぞご自由にご発言ください。

委員がおっしゃったように、クロスは難しいかもしれないけれども一般論というのはだいたいは何回やっても同じような統計結果が出てくるので、それが本当に具体的な場で、それと職種

によっては人権に、われわれとしてはあらゆる職種に入り込んでもらいたいのですけど、あまり人権が直に返ってこない分野と、教育なんかは大事だと思いますけれど、人権そのものの分野とあるので、そういう違いが一般化されてしまうと見えてこない。先ほど職場ごとにはそれぞれデータを蓄積しているとおっしゃいましたけれども、それも何かの形でわれわれに返していただくと議論が深まると思いますので、委員が要望されました件もよろしくお願ひしたいと思います。他の委員の方もどうぞ自由に。

委員 京都府さんの組織、あるいは教育現場での研修が重要なことは当然ですし、どこの組織でも教育とか研修を進めるわけですが、その結果がどう出るのがいちばん大事なことかなと常々組織を運営しておりますと思うところです。仮に不祥事なり人権侵害になるようなことが現場で起きた場合、何が間違っていたのか、どういう研修が足りなかったのか、そういうことを常に振り返ることが多いわけですが、アンケート結果では「いいえ」が10%というのは、だいたいどんな組織でも1割ぐらいの方はなかなか認識がしきれない方がおられるという数字かと思ひますけれども、結果として京都府の組織として府民に対する適切な人権に配慮したサービスが行き届いたかどうかということが重要になるのだらうと思ひます。それがそうになっていないということが問題であり、今、全国的に自治体の不祥事とか汚職ということで揺れていますが、これはどんな組織でも起こり得るわけですので、結果として京都府の行政が隅々まで行き届いていたのかどうか、そのへんからの洗い出しにより逆にどういう研修が必要かということが明らかになるかなと、そんな印象があります。これは組織を運営している者の立場としても常に反省をするところです。

教育でも同じことがいえると思ひます。今、教育現場は大変な状況になってきていますが、人権教育というカリキュラムを組んだからいいのかというと、必ずしもそうではないのではないかと。結果として子どもたちのなかにどれだけ人権についての心が養われているかということになると思ひますので、今の現場を見て、では何が足りなかったのか、極端にいいますと教育委員会自体に問題がないのか、そういうことが全国的にいわれる時代になりましたので、そのへんも現場を見てもう一度組織全体のあり方を見直す時期にきているのではないかと、そんな印象をもっているところでございます。

座長 ありがとうございます。大阪市の同和行政に典型的に出ているのだけれども、私は一般職の公務員になったことはありませんので、なったときの心理状況はわからないけれども、本来は差別された人をそれがなくなるようにするというところでついつい当事者側の要望を聞きすぎるということになるのでしょうか。府としては府民全体をご覧になって職場なり教育の現場なりがあるので、一部の救済のために他が疎かになるのはおかしいのです。そうすると従来のやり方、取り組み方、あるいは取り組んできた組織のどこかに問題があるのではないかと。委員はその点を組織としても反省することがあるのではないかとご指摘になったのだと思ひます。これは京都府としても当然お考えいただきたいことだと思ひます。他の委員の方もどう

ぞ。

委員 児童生徒への人権教育の時間割というか、何時間とかそういうのは決まっているのですか。

事務局 とくに時間数としては決まっておりません。教科のなかでもやりますし、道徳とかホームルームでもやります。各学校で年間計画を立てて、どのように教科、領域等で時間をとっていくということで計画的に遂行していくように指導しています。

委員 学習の時間帯のなかで教育をしていかれるということですが、それだけではなくて、日常の学校での生活のなかでも人権の教育というのは、教職員が子どもたちにふとした日常生活での場面を見つけて取り入れていくというか、子どもたちを指導していくということも、もちろんやっておられると思うのですが、そういうことも考えていただきたいなと思います。

座長 ありがとうございます。自己の認識を踏まえることが対等のものの関係にもおのずと出るということです。子どもは先生のことをよく見えていますから、「あの先生はこういうことをいいよったで」とか「あのときこうじゃはったで」とか、それは先生も大変だと思いますけれども人間性をまるまる出していただくことが非常にいい人権教育になる場合もあると思います。要するに、授業時間に直接関係ないことでも人権教育の手段や機会にはなっているということです。

事務局 今のご指摘の点ですが、私どもはこういう『人権教育指導事例集』をつくりまして、先ほどのセンターの研修のなかでも具体的にということを申しあげたのですが、それぞれの学校ごとに人権教育の全体計画とか人権学習の指導計画のサンプルをお示しして、先ほど出ていました指導枠とか授業の展開例とかそういうものをお示ししております。

そのなかで人権教育の具体的な目標ということでお示しをしているのですが、これはすべてに関わってくるのですが、四つの視点を掲げています。一つは、学校については学力と進路保障をしていく、そのものが子どもたちのそれぞれの人権だという視点がございます。もう一つは、それぞれの子どもたちに豊かな人権感覚を育てる人権学習。それは人権問題の正しい理解を図る、あるいは命を大切にするといった観点からの人権学習を充実させていくということ。もう一点は、人権尊重のための技能・能力の育成。例えばコミュニケーション能力、人と人とのコミュニケーションを相手への思いやり、あるいは相手の気持ちを聞き取ったりする力というのでしょうか、そういう力をつけるという視点です。もう一つは、人権尊重を基盤にした環境。学級のあり方とか、教職員の人権意識も含めて学校の環境というものが人権尊重を基盤にしているかどうか。昨今はいじめの問題で学校が厳しい状況がありますけれども、そういったも

のを学校全体として許さないような環境をつくっていくということも人権教育の具体的な目標として、今申しあげた四つの視点で考えてほしいということをこういう資料のなかで示しております。それをまた先ほど次長が申しました形で研修のなかでも取り入れて認識の深化を図っていくという取組をしていくということでございます。以上です。

座長 ありがとうございます。他の委員の方は何かございますか。

委員 子どもたちの人権保障もそうですが、先生方の人権といいますが、今、学校現場を聞けば聞くほど忙しい状況が伝えられて、私たちでもいろいろ忙しいですけども、忙しければ忙しいほど心が荒んでいくという状況になりますから、先生方の人権保障もどうなっているかというのが気になっています。

座長 そうですね。私は別のところで介護の話を書くのですが、介護をする人の人権も考えないと。例えば介護する方同士集まって話を交わすと、それだけでも非常に大きな励みになります。同じことが学校の先生にもあてはまるので、ただ今はそういうご指摘だったろうと思います。

委員 私も二つぐらい疑問に思ったことがあります。まず職員研修ですが、こちらで取り上げている職員というのは府庁の方とか公務員とか、その方たちを対象になさっているのですか。

事務局 府の職員だけです。

委員 なぜかという、いちばん最後におっしゃったとおり、府の職員たちは実際に差別のこととかにふれあうのが少ないと思うのです。実際に例えば外国人に接触するとか、職場のなかでの人権問題とかが多く発生するのは企業とかはすごくあるのではないと思うので、今は府庁とか公務員の方たちを対象にするのだったら、今度からは企業の人たちにも人権教育とか、それを行う考えはないのでしょうか。

事務局 京都府ではいろいろな人権教育・啓発をやっているのですが、その代表選手という言い方は適当かどうかわかりませんが、京都府職員の研修と学校教職員の研修という、そういう代表するセクションから来てもらっています。今、委員からご指摘のあった企業人に対する研修は商工部が中心に担当しておりますし、また保健・福祉、医療関係者に対する研修は保健福祉部が担当しております、それぞれのセクションがそれぞれ関係する方々に対する教育・啓発を担当する仕組みになっていますので、その点については今日は説明がなくて申し訳なかったのですが、われわれは、人権教育、人権啓発というのは京都府職員というのはもちろん大

事ですけれども、一般府民の方々を対象にした研修、府民の方々のなかでもとくに人権に関わる職種のマスコミの方、保健・福祉の関係者、企業の関係者等々、そういった切り口で対応していかないといけないと考えていまして、その点についても対応はまた別の機会で報告する場面があるかもしれませんが、今、委員がいわれたような職種に対する啓発・教育についてもわれわれは問題意識をもって取り組んでいるということを申しあげておきたいと思います。

委員 ありがとうございます。実は私はこの夏休みに外国人相談窓口の相談員になっているいろいろな外国人から相談を受けたのですが、相談に来ている方たちを見ると企業のなかでのいろいろな差別とか、人件費の差があって、それがすごく大きなことだったのです。あとは労働するなかでの、なぜあの人たちには汚い仕事をさせないのに私たちにさせるとか、そういう差別がすごく大きかったので、この資料を見ながら、もう少し一般的に人権問題を取り上げたらいいかなと思いました。

もう一つは教職員の研修ですが、こちらの講座では講師からいろいろな話を聞いたりして人権問題に対して基本的な教育をなさっていると思うのですが、それを一歩進めて、実際に研修はないかなと思います。例えば先生たちが他の学校に行き、例えば今は京都府でも外国人の学校が結構ありますので、インターナショナルスクールとか、あるいは今は一条校になっている京都国際学園とか、実際に外国人の学校に行き人権問題を先生たちがもっと体験できるコースとかはないのでしょうか。

事務局 今、具体的なそういう学校に行き研修をするというような講座は組んでおりません。非常に重要な指摘であるとは思いますが、

委員 そうですか。この前、私が韓国学園へ行ったときに西日本のほうの小学校から研修にいらっしやっている先生たちが 80 人くらいおられて、実際に授業を見学したり、みんなと集まってこの学校に対しての質問とか、お互いに交流する場がありましたので、すごくよかったなと思いました。外国人の子どもたちは実際にどんな教育をしているのかとか本当にわからない先生が多かったです。だから、もしこれからもっといろいろな研修を考えておられたらぜひ、もっと広くなさったほうがいいかなと思います。

座長 おっしゃるとおりで、日本の場合は役所がセクショナリズムで教育関係にしても各種学校という部類のところとの交流ができないことはないけれど、あえてやろうとしない。だけど日本の九州の北とか中国地方の西のほうの学校は修学旅行で例えば韓国へ、それも民宿方式で直に同じ年齢の子どもとかその家族とかに接する。そういう積み上げがある意味での偏見を取り除く体験授業になったり、向こうのほうも戦後の韓国の教育で、日本人は悪いやつだと教えられたけれど、生身で接したら本当にわれわれと変わらないと。ですから、それは京都府と

してもぜひ何かの形でお考えいただけたら非常にいいのではないかと思います。

事務局 総合教育センターの講座のなかで障害児学校、盲聾養護学校等へ行っているような研修もあります。先ほど委員がおっしゃった国際学園へ行っているというのは、学校単位あるいは地域の人権教育研究会の研究会単位でセンターとは関わりなしに行っていることは大いにありえます。

座長 だからセンターとしても奨励をしていただくようお願いしたいと思います。いろいろご意見があると思いますが、時間が2時間しかないので、またお気づきの点がありましたら直接事務局のほうへお願いいたします。

(2) 平成18年度の取組状況について

座長 それでは、次に2番目の議題に移らせていただきます。「平成18年度の取組状況について」ということで二点あります。総合的な人権相談システムの構築の問題と、上半期における人権啓発の取組の問題、説明をよろしくお願いします。

事務局 人権啓発推進室でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは、お手元の資料3をお開きいただきたいと思います。「総合的な人権相談システムの構築に向けた検討状況について」、ご報告をさせていただきます。このシステムの構想につきましては、本年4月の懇話会で二本の柱で考えているとご報告をさせていただきました。一本の柱は「人権相談体制の整備・充実」、もう一つは「解決が困難な人権侵害事象に関係機関が連携して対応する体制の確立」、この二本で進めていくとご報告をさせていただいたところです。

1番目の「人権相談体制の整備・充実」につきましては資料3の1ページの中段以下に記載しておりますように、府民の皆さんからの人権相談に対応する窓口の体制強化を図るために、人権擁護委員による府庁舎での特設相談をこの8月からスタートさせています。相談場所は府庁の府民相談室、府に四つございます広域振興局の相談室などを使いまして月に1回相談時間は1時から4時、府の本庁は8月から始めておりますが振興局は9月からスタートさせています。京都市さんも同じように8月から毎月1回相談窓口を創設しているところです。

これにつきましては府民の皆さんにこういう相談をやっているよということで広報を充実させることが重要だと思っております、8月以降、新聞の意見広告のなかに記事を入れていただきましたり、『府民だより』に掲載したり、あるいは街頭啓発などのチラシで啓発を行ったり、ホームページで常設案内を行ったりしています。また、10月からはテレビ番組でエンディングの際に入れておりますし、12月に開かれるフェスティバルでもチラシ等でお知らせをしていこうと考えております。

人権擁護委員につきましては京都市に42名おられます。それを含めまして京都府全体では

240 名の方が市町村長の推薦で法務大臣から委嘱をされています。地元の委員さんに相談したいという方もおられますし、また地元以外の委員さんに相談したいという方などいろいろニーズがあると伺っていますので、これらに対応するとともに窓口体制の強化を図る目的で、人権擁護委員による特設相談を府の庁舎を使って開始をしたところでございます。

続きまして2ページをお開きいただきたいと思います。もう一つの大きな柱でございます「ネットワーク組織の設置」でございます。これは相談機関等の連携による府民へのサービスの充実・強化を図る目的でネットワークを組織していこうということで、一つは京都府の組織のなかのネットワークをつくろうということで、これを今年の12月ぐらいには立ち上げていきたい。それから京都府のネットワークを核にして京都府全体の相談ネットワークへ拡大していこう。これを来年の3月ぐらいを目標にそういうネットワークをつくりあげていきたいと考えています。

府庁のネットワークの構成は資料2ページの真ん中あたりの四角の枠に出ていますが、人権啓発推進室を中心に、広域振興局、保健所、あるいは関係相談機関等の15から20ぐらいの機関を想定して、まずここで一つのネットワークをつくっていきたい。それから京都府全体のネットワークへ拡大するというので、2ページのいちばん下にございますが京都府以外に京都市を含む全市町村、国の機関の京都地方法務局とか労働局など、人権擁護委員連合会などと連携したネットワークにしていきたいと考えています。

相談窓口の体制強化と今申しました相談機関のネットワーク化で総合的なネットワークを構築して何をしようとしているのか、あるいは今現在とどのように変わっていくのかということの記載は3ページでございます。「総合的なネットワーク構築による相談対応の充実化」の1番目に「相談機関の府民への周知」ということで、冊子とかホームページなどを使いまして、府民の皆さんが抱えている問題に対して最も適切な機関に相談できるように、相談窓口の十分な周知を図る。どの相談機関に行っても適切に対応してもらえるような仕組みをつくりあげるといことを考えています。

2番目は「信頼性の向上」です。いわゆるたらい回しになりがちなところがありますので、最初からネットワークを構築しておいてそういう弊害をなくしていく。後段のほうに書いていますが、相談をしたらそのままということではなくて、その検証をするというのが大事だと考えています。ですからこのネットワークを使って相談者のプライバシー保護にも配慮しつつ、フォローアップの方策なり、以後どうしていくかということも研究を進めていきたいと考えています。

3番目は「情報収集及び提供の充実」です。ネットワークを活用しているいろいろな人権に関する情報を提供して、相談救済機関のレベルアップを図っていきたい。4番目に「相談担当職員の資質向上等」、担当の窓口職員の資質向上を図るための研修等を行っていきたいと考えております。

併せて、いちばん下に四角囲いで書いてありますが、ネットワークをつくりますとそれをど

うやって動かしていくかという仕組みが必要になります。そういう点で府と市町村の連携対応における関係の整理とか、人権侵害事象に関係機関が連携して対応するための方針、いわゆる人権相談の対応要領といいますか対応マニュアルみたいなものを整備して、統一的な対応がとれるようにしていきたいと考えております。

京都府でも児童虐待のネットワークとか DV 防止のネットワークなどがすでに設置して稼働をしております。こういったネットワークの整備されていない分野の人権侵害事象を守備範囲にしていきたいと考えております。例えば同和問題、外国人の問題、障害者の問題、患者でありますとか犯罪被害者等の複雑困難な問題については今のところ対応するようなネットワークが構築されていませんので、この人権相談に係るネットワークを活用しながら対応していきたいと考えています。

続きまして4ページをお開きいただきたいのですが、これは4月にも提示させていただいたイメージのフロー図です。府民の皆さんはいちばん身近な市町村に相談に行くのがいちばん多いのではないかと。基本的には市町村で対応していただくのが原則ですが、広域対応というところに印をつけています。印の説明をいちばん下につけておりますが、複数の市町村が関係するなど広域的な対応が必要となる場合や、府の行政権限に関連する場合、一市町村での対応が困難な場合、または効果的な解決を図れないと認められる場合は、市町村の求めに応じて府が関与して、連携して対応する。その際に、図の中央にあたりますけれど、事案ごとに調整担当者会議を開きたい。それは府の本庁で組織するほうが効果的な場合もありますし、府の広域振興局等の地域機関が中心になって調整担当者会議を開くほうが合理的な場合もございます。場合に応じてこういうものを立ち上げながら事案ごとに対応していきたいと考えております。

先ほど申しました3月までの部分につきましては、法務局を含んだあたりまでが総合的なネットワークといわれるもので、NPO の関係につきましては行政の総合的なネットワークを立ち上げて以降、NPO との関係のあり方等を総合的に検討しながら、どういう関わり方がいいのかというのも含めて検討をしてみたいと考えております。

最後、府庁舎での特設相談の日程を5ページにつけております。府の関係機関にどういうものがあるかというのを最後の6ページにつけております。参考までにご覧いただきたいと思っております。相談窓口の関係については以上でございます。

座長 ありがとうございます。ただ今のご説明について、お配りいただいた資料に関連してコメントなり、ご質問なりがありましたらお願いしたいと思います。

人権擁護委員のなかで誰を選ぶというのは、もちろん地域的な配慮があると思いますが、どういう基準で選んでおられるのですか。現に相談に来てもらう方は。

事務局 相談に来ることのできる人権擁護委員さんを配置してございます。

座長 いやいや、相談に応じる側の擁護委員はどうやって選んでいるのですか。

事務局 人権擁護委員連合会という京都府全体の組織がございます。その組織に依頼して、広域振興局もございますので、それぞれ地域ごとに順番で出していただくということで協議をしていただいて計画的に出ています。

座長 向こうに任せているんですね。

事務局 そうです。向こうにお任せしています。

座長 こういう人を派遣してくれという注文はつけないのですか。

事務局 とくにつけておりません。

委員 相談のネットワーク化には、DV と虐待についてはネットワークができているということですが、各事例というか、そういう種類によって分けてネットワークをつくっておられるのですか。違いましたでしょうか。

座長 ネットワークは、全部を含んだネットワークなのか、個別にあるのかということですね。

事務局 児童虐待の防止に関しましては、例えば児童相談所、市町村の児童を所管する課、京都府の警察、民生児童委員、そういう方々によりましてすでに児童虐待防止のためのネットワークが設立されています。相談機関によるネットワークにつきましては、私どもはそういう分野も踏み込んで一緒にやるのだということになりますと屋上屋を重ねることになりますので、すでに DV とか児童虐待の問題についてはネットワーク化が図られていますので、それ以外のまだネットワーク化が図られていないような分野に対して相談機関のネットワークをあてはめていこうと考えています。

委員 児童虐待についてはもうネットワークができているということですが、私が相談を受けた事例ですが、保育所でこの子は虐待を受けているのではないかと保育士さんが気をつけている子どもがいます。何度も怪我をして来るし、骨折するような重傷の場合もあったので、医療機関が児童相談所に相談しましたが、児童相談所と母親との関係がうまくいかず、母親の人権もあるのでどこまで生活に踏み込んでいけるかというのは難しくてみんなが心配しているのですけれど、それ以上はどうしたらいいのか現場では悩んでいるところです。長岡であった

ような悲惨なことが起こると児童相談所でどれだけ対処できるのかなというのはちょっと考えるところです。

座長 フォローアップの限度というか限界というか、難しい問題だと思います。長岡京市もそうですし、滋賀県の北のほうでは結局、県も市もついていたのだけれども最後は子どもを折檻で殺してしまった。これは府としても悩んでおられるところだと思いますが、もし何かお答えいただけるようでしたらお願いします。

事務局 長岡京市の問題はわれわれとしても痛恨事だったわけですが、ネットワークが一応あったのにうまく機能しなかったということがいちばん問題だと思っています。なぜそういうふうにあるネットワークが機能しなかったのか、地元の方から通報があったのに児童相談所が十分な対応ができなくてああいう結果を招いたのはどこに問題があって、どのような対応をしたらいいのかということを含めて、今、外部の専門家の方に検証をしていただいております。もちろん府内部でもあの問題を反省して検証をしているのですが、年末を目処に意見が出てくると聞いていますので、委員がいわれていました問題提起も含めて、京都府としてどういった対応をこれから詰めていかなければいけないのかということについてはきちんとした総括といたしますかまとめをしたうえで、二度とこういったことが起こらないような対応に向けて取り組んでいくことになろうと思います。

座長 これは警察も最終的には関係してくるので、府として必要な場合は京都府警に救援を要請するとか、そこらへんまではよほどのことがない限りできないということですか。府警の関係者の方がおいでなっているので、もし何かお聞きできることがありましたらお願いします。

事務局 警察本部です。今、具体的な虐待に関する警察の対応ということでご質問いただいているわけですが、事件については各警察署で対応させていただいております。担当部署が少年課になりますので具体的にどういう連携をしているかというのはここではご紹介できないのですが、実際に警察署単位では児童相談所等から虐待に関する問い合わせ等、協力要請があれば警察官を現場に派遣しておりますし、事件があればそこで事件として検挙とかそういう方向で進めておりますので、警察に直接入ってくる内容と児童相談所に直接入ってくる情報等がありますので、そのへんをうまく連携していただければ警察としても対応できると考えております。

座長 起こってしまっただけからの後始末よりも予防が大事なので、それは府としても十分お考えいただきたいと思います。他にご意見がありましたらどうぞ。

委員 この委員の選出ですけれど、人権意識をいかに府民が認識するかというところで、専門的な内容だから難しいのかもしれませんが、一般的に公募して、その人たちは一定の研修をして対応できるとか、府民がもっと認識する機会というのか、そういうものがつくれないのかなという気持ちがしました。

座長 おっしゃっているのは人権擁護委員の選出についてですね。西の方の市では、人権擁護委員ももちろん問題だけれど、児童相談のときは児童臨床心理士という専門家に来ていただいて、問題によっては弁護士も入るかたちで相談の受付をされています。その点は京都府としてはどうお考えになっているのか、専門性の問題ですね。そうすると今ご質問があったように委員の選出基準の問題も関わってくると思いますので、可能な範囲で答えていただきたいと思います。

事務局 人権擁護委員の選出については、市町村長の推薦で法務大臣が委嘱することになっていますので、今まで京都府とのつながりはほとんどなかったわけです。どういう方が実際に選出されているかといいますと、弁護士の先生とか、校長先生で退職された方とか、一般的に人権に関して理解が深い方ということが選出基準でございますので、そういうなかで地域で活動していただける方ということで市町村長が推薦した方が人権擁護委員になっておられます。人権擁護委員になられてからもブロックごとに常々研修会等をやられております。児童の問題とか女性の問題とかそれぞれ分野ごとに研修会をたくさん行っておられます。

座長 難しい問題ですけれども、人権擁護委員といっても今おっしゃったように一般的な知識はあっても問題の性質いかんで特殊なものとか、新しい問題がどんどん出てくるので、研修だけでカバーできないような場合は、これは法務大臣直轄だからということがあると思いますけれども、この地域はこういう問題があるからこういう専門家を指名することが望ましいというか、市町村に向けて府のほうとして指導されるのは私はべつに違法な干渉ではないと思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

事務局 今ご指摘がありましたように、われわれはこのネットワークがうまく機能するためには相談と一緒にあたっていただく方の資質が大事だと思っていまして、ネットワークをつくる目的の一つに、お互いの情報提供、情報収集、いろいろな事例を提供したり、あるいは研修会も含めて、どうやれば相談に実際にあたっていただく委員さんの資質の向上というところと口幅たいですけれども、効果的な対応をしていただけるかということに非常に大きな問題意識をもっておりまして、どういった情報提供なり教育・研修・訓練をしていただくのがいいのかということをこれから十分頭においてこのネットワークを動かしていきたいと思っています。

座長 5 ページの実績を見ますと、地域の偏りはもちろんあるけれど、その地域で発生しがちな人権問題、つまり相談に行ったらそれなりの結果があったということがあってこの数字が増えていくのだろうと。多いほどいいということではなくて、問題がなければいいのですけれども、そういうことが実は数字の後ろに隠れた、相談に応じる側の体制、委員の資質なり、別に個人的にいい悪いではなくて、専門性というか、委員が先ほどおっしゃいましたが例えば外国人居住者が比較的多い地域なら、日本人ではわからないから外国人のカウンセラーがいたら相談に行こうとか、せっかく広げようとされているので実効性を高めるうえでそういう配慮も大事ではないかと伺っていて思いました。他の委員の方からもしありましたらどうぞ。

委員 3 ページの「相談対応の充実化」の 2 番の「信頼性の向上」に「相談者のプライバシー保護などに配慮しつつ、フォローアップ方策の研究を行う」となっていますが、このことがすごく重要だと思っています。チャイルドラインでも子どもからの電話を受けて、そのあとその受け方がどうだったのかというのは守秘義務を大事にしながら研修をしていきますので、これは本当に大事にしていきたいと思います。

委員 特設相談について、今年の 8 月から始められて 8 月、9 月、10 月と 3 ヶ月経って、今回の資料のなかに、3 ヶ月間にどんな相談をよく受けたかという資料が詳しくあったらよかったなと思います。

5 ページの表を見ますと、開設日が月 1 回ですね。今は始まったばかりだから月 1 回と思ったかもしれないのですけれども、個人的に考えたら月 1 回はちょっと少なすぎるのではないかと思います。なぜかという、いろいろな問題が起こったときにはすぐ相談に行きたいとか、誰かに助けてもらいたいとか、この希望がすごく人間的には強くなると思います。それが 1 ヶ月ぐらい経ったら「まあ、いいわ」とか途中でやめてしまう人も結構いると思うので、月 1 回はちょっと少ないのではないかと。本当に皆さん忙しいと思うのですけれども、できれば週 1 回ぐらいはこれから考えていったらどうですか。

事務局 8 月から始めたのですが、実際はまだ件数がそれほど多くないというのが実態です。なぜ少ないのか。そういった問題が少なければいいのですが、われわれは府民の皆さんがこういった相談機関があるということをもっと承知いただいているのではないかと考えていまして、先ほどの説明にもありましたが、これからその PR を十分していく必要があると思っています。

研修のところで委員からご指摘がありましたが、外国人の方々はいろいろと相談にお見えになることがありましたけれど、こういった機関はまさに外国人の方々が日常生活をしているなかで何か壁にぶつかったり、人権の問題を感じられたときに相談という形でご利用いただければ

ばいいかと思っています。

月に1回で少ないではないかということですが、現在の回数は月1回でこなしきれないというほどの件数はあがっていないということが一つと、それから府の相談というのは、法務局の相談、市町村の相談、いろいろあるなかで京都府においてもこういった機関を設置したということで、これから推移を見ながら、もし委員がいわゆる回数的にもっとないとだめだという事態が発生してくれば、人権擁護委員さんとも相談をしていく必要があるかと思っています。

座長 たらい回しの話がありましたが、一般の府の行政窓口は府民から相談が来たら、それは人権だから何月何日まで待ってくださいというのではなくて、そこで対応すべきではないかと思うのですが、その点はどうか。

事務局 人権擁護委員による特定相談は当然 PR をして対応していただくのですが、私どもに入ってきたご相談は毎月それほど多くはないのですけれども、きっちり対応して、たらい回しにならないように、どこが適切な機関なのか、自分のところで対応しきれなければそういうことを踏まえて対応できるようにと考えています。これは先ほど説明がありましたが、対応要領を定めようとしていまして、そこにおいてもその点についてはきっちりと書きまして、全体としての体制整備が図れるようにしてまいりたいと思っています。

あと要望ですけれども、今、室長のほうから申しましたが、前提として人権擁護委員による相談は法務局だけではなくて各地域にも支局がありましてそこでやっているのです。市町村においても特設相談を同じような形でやっているなかで、京都府も京都府の庁舎に特設相談を設けたということで、その三者が連携を図ってやっていくことになっていまして、法務局では必ず人権擁護委員による相談をやっていますので、対応ができないという形にはなっておりません。われわれが入ることによって府、市、国との連携を図って対応できるようにしようということでもあります。

座長がおっしゃったところに関わりますけれども、人権擁護委員とわれわれと一緒に取り組むことによって、人権擁護委員がもっていない専門性について、このネットワークを通じて補完・補充をしていきたい。これをネットワーク構築の一つのねらいとしてもっておりますので、これを実現させていきたいと思っています。

委員 私は大学のセクシャルハラスメント相談窓口委員をやっているのですが、大学ということもあるので今でも今の若者の場合は電話よりもメールなんです。メールの手段が何も書いてないというのがちょっと気になりました。訴える手段がいっぱいあったほうがいいので、どういう形でそれを情報化のなかで生かしていくか。もちろん受け答えをしてあげるのだったら必ず向こうのメールもはっきり実名で相談してくれないと受け付けられませんという形でやるしかないと思うのですが、ちょっと危ないところもあると思うのです。やたらいたずらば

かり来てしまう可能性もあるのですが、ちょっとそれを考えていただきたいのです。

意識調査で被差別体験がありましたかと聞いて、あった方に、それはどうなさいましたかと聞いて、人権擁護委員に相談するというのは5%とかそんな世界です。なぜかという、家族に相談してそれで終わったという方も多いと思うのですが、これから構築するという話ですけれども、「解決が困難な人権侵害事象に係る機関が連携して対応する体制の確立」というのがありますね。相談したけれどもそのあと何もないと、要するに具体的にどうすればいいかという指示なり、具体的にどうしたらいいかという部分がないと、相談してもしょうがないじゃないかと思うのです。だからフォローアップということがありましたけれど、相談して、こういう筋道を通せばある程度解決ができますよ、それは労働の職場の問題であったりいろいろなパターンがあると思うのですが、かなり2のことを進めながらいかないと1は充実しないのかなと思いました。そんなことは当たり前だと思われるかもしれませんが、それが一点です。

もう一つは、なぜ人権擁護委員さんがうまく機能していないかということ、例えば5ページの「相談機関一覧」の電話番号の受付時間を見ると午後5時と書いてある。一生懸命働いている外国人労働者の方がゆっくり話をしたいと思っても、この時間帯では絶対に相談できないわけです。いくつかの機関は夜間の相談という形でも受け付けていらっしゃるんですが、こういうお役所対応の時間帯では人権相談は難しいのではないかと思います。それが無理ならば、もっとNPOの人と連携して、NPOから入ってきたことを京都府が例えば労働基準監督署に連絡するとかそういう体制をつくれば、NPOの方にとりあえず受け口になってもらってそれをまわしてもらおうということも可能だと思います。この時間帯がすごく気になったのです。

座長 いろいろなご指摘を将来に向けて生かしていただきたいと思います。それでは時間がなくて申し訳ないのですけれども、あと2題残っていますので、(2)の「平成18年度上半期における主な人権啓発等の取組について」、ご説明をお願いします。

事務局 資料4に基づきまして概要を説明させていただきます。「18年度上半期における主な人権啓発等の取組について」ということで、資料4の最初のほうは私ども人権啓発推進室が中心になって取り組んでいる事業です。重点月、重点週間を設けておりまして、8月を人権強調月間にしていろいろな取組を集中しております。この関係が1ページ、2ページに書いてございます。1ページは「ひゅうまんシネマフェスタ2006」を市町村と共催で、子どもさん、あるいは子どもさんの親御さんを対象にした映画会を開いております。この5年間の数字が書いてありますが、今年は過去最高の数字になりました。どんどん伸びてきているのですが、市町村と共催で実施させていただいております。

また今回初めての試みとして、私どもはフェスティバルをNPOの皆さんと共同取組を実施してきているのですが、一緒にパートナーとして取り組ませていただいたNPOのなかから五つの

NPO の皆さんに初めて、宇治での会場限定でしたけれども参加いただきまして、今までの「ひゅうまんシネマフェスタ」と違った状況が出せたかと思っています。いい点が結構あったかと思っていますので、次回以降についてさらに検討していきたいと思っています。

人権街頭啓発は 8 月の人権強調月間と 12 月の人権週間にやるのですが、府内一円で駅とかスーパーとか人の集まる場所で街頭啓発をやっております。8 月も府内市町村全域で取組をさせていただいたところであります。

2 ページは、その他の人権強調月間を中心にした事業について書いております。とくに標語コンクールとかポスターコンクールを 7 月から 8 月の子どもさんがお休みの期間に作品を描いてもらうということをねらいとして実施しているところです。今年につきましては、過去 5 年間の数字を見ましても最高の応募作品数、応募者数を得ているところです。創意工夫を重ねながら実施しているところがございますので、順調にというか、関心も一定定着しているところもがございますので、さらにこの取組が広く継続されるように工夫を加えて今後も実施してまいりたいと思っています。

3 ページのほうは今年度で新たな視点で取り組んでいる内容であります。連携事業ということで、一つは大学との連携という形で、大学生に対する人権教育の部分と、その部分を成果として出してもらってそれをさらに府民啓発に使っていきけるような、そういうねらいをもって大学とお話をしまして、芸術系大学の二つの大学、大阪成蹊大学芸術学部と京都嵯峨芸術大学にそれぞれお話をもちかけまして今現在進めているところがございます。大阪成蹊大学のほうはポスターデザイン、京都嵯峨芸術大学は物品のデザイン、日常生活用具に成果品としてなるように進めていただいているところです。

府民との連携という部分については、広く取組を進めているところですが、ここの部分で例えばフォローが十分できていなかったり、あるいはせっかく関心をもっておられる方をよき理解者として私たちとのパートナーとなっただけのようにというねらいを含めまして、こちらに登録していただきましたらいろいろな情報を提供させていただきますという形ではたらかかけをしようと思っています。お手元にグリーンのチラシを配付させていただいておりますが、イベントなどの機会に募集をしているところがございます。まだ端緒についたところで 100 名に満たない状況ですが、徐々に増やしていきたいと思っています。

ラジオの番組については、KBS を使いまして上半期はラジオ、下半期はテレビという形で年間を通じて情報番組を提供しているところですが、そのラジオ番組につきまして、今までは情報提供型だったのですが、物語形式で人の感性に訴える番組提供という形を試みでやらせていただきました。これが人権啓発推進関係であります。

4 ページ以降につきましては、職員向けの研修事業を除きまして、いわゆる一般府民に対しまして各部局で実施している事業でございます。4 ページは知事直轄組織広報課で『府民だより』に毎月のように「人権口コミ講座」を、人権についてコラムという形になりますがタイトルのもとに有識者の話を載せております。すでに「人権口コミ講座」というもので一旦公にさ

せていただいているものをさらにリメイクも加えながら『府民だより』に掲載して、府民の方に読んでいただけるような取組をしております。

国際課においては、外国人生活ガイドの作成以下このような取組を上半期でしているところでございます。5 ページにいきまして、女性政策課では府民向けの「KY0 のあけぼの大学開催事業」や、女性国内交流事業ということで女性の船という取組もしています。雇用対策プロジェクトでは公正採用の選考啓発事業ということで、企業向けの啓発事業をしております。この他に企業向けの研修も取り組まれているところです。労政課では中小企業労働相談事業を実施しております。保健福祉部では高齢・援護室の高齢者の総合相談センターの運営、相談等についてこういう取組をしているということをご紹介させていただいております。障害者支援室では、先ほど人権啓発推進室のコンクールの話をいたしました。障害者支援室においてもポスターコンクール、作文コンクールを実施して、これからその成果を取りまとめて啓発パンフレット等に使われていくと聞いています。

最後に6 ページですが、医療室では医療安全相談を実施しております。健康対策室ではハンセン病の啓発週間に合わせて府内の高校生に対して啓発の取組をしています。職員研修事業以外の主だった事業について上半期に実施しますものについては以上のとおりです。

(3) 今後の懇話会運営について

座長 それでは時間の関係もありますので、今ご報告いただいたことに対するわれわれのほうからのコメント、質問と、この際、京都府の人権施策全体あるいはその進め方について一言いっておきたいことがありましたら、これはまったく制限なしにあとの時間でご自由に委員のほうからご発言いただきたいと思っております。どなたからでもどうぞご遠慮なく。

委員 どうぞご遠慮なくということで、実は事務局の方には私の率直なことを伝えているのですが、人権街頭啓発でティッシュ配りがかつてなさっていたらろうし、今は啓発物品の配布という表現で、何をしているのか中身を知らないのですけれども、それから年度末にカレンダーとかぬり絵をいただいたのですが、このように表現活動ということでそれぞれ五・七・五をやってもらったり、コンクールをやってもらったり、あるいは芸術系の大学生にポスターを描いてもらうという形で表現をしてもらうというのはいいのですけれども、それをある程度製作して配らなければいけないとは思いますが、もう少し有効なというか、ばらまいてもお金が無駄ではないかという感想をもちまして、そんなお金があったら他にまわしてと。お金がないとよくいわれますので、もう少しスリム化して、今までのような「差別はいけないう。人権を大切にしましょう」という呼びかけをするという段階はもうある程度終わっていると思うので、もう少し違う形の一般啓発をぜひ考えていただけたらと思っています。それが一点です。

私が京都府さんにこの仕事に加わらせてもらったときにもいったのですけれども、私の大学院

のほうで中国帰国者のことを調べさせてもらいました。ここでは中国帰国者の子どもや保護者の問題は国際課が担当することになっていると思うのですが、先ほど教育委員会のほうでは人権教育というのは進路保障とか学力保障の問題も含むとおっしゃっておられましたけれど、もう一つ頑張っていたいただきたいことがありまして、国際課がなさるところなのかどうかかわからないのですけれど、中国帰国者の子どもたちの中国語での学力保障です。

要するに、日本語を学ばせているわけですが、日本語を学ばせると同時に、日本語がある程度できないと学力がつかないのですけれども、日本語がたどたどしい状況でいきなり日本の教室に入ってしまうわけですから、そのときに中国語での勉強がある程度フォローとして入っていけば、最終的にはバイリンガルの子どもに育っていくはずです。いわゆるニューカマーの人たちの教育のあり方ということで、今、日本の研究が進んできたなかで、もちろん適応するということが日本語教育も必要だし、日本語教育をしなければいけないのですけれど、一方で、その子どもたちがもっているいちばん使いやすい言語で学校の教育を押しやわらせてあげないと、結局どちらも使えない、どちらの学力もつかない、中国語での算数の能力も日本語での算数の能力のつかないというどっちつかずの状態になっている子がすごく増えつつあるという話なので、もっと学力保障ということでニューカマーの子どもたちの学力保障の問題を国際課と教育委員会で連携して考えていただきたいと思っています。

これからニューカマーの人たちが増えていく可能性がある中で、ぜひとも体制づくりをここをきっかけに少しずつでもいいですからつくっていただきたいということで、中身をどうしたらいいかというのはまだ私も研究途上ですが、お手伝いできることがあったらしたいと思しますので、その点よろしくお願いします。

委員 研修というところで、机上の勉強だけではなくて体験していくというところのご意見として出てきたのでとても嬉しいなと思って聞いていました。頭だけでなく体でわかるということもすごく大事なことと思っていて、ワークショップとか現場を知るとか、そういうことも踏まえた研修をもっと入れていただくという方向性が出ていることに対して嬉しいなと思ってお聞きしていました。

ちょうどチャイルドラインのフリーダイヤル月間で、11月6日から12月5日まで1ヶ月間をフリーダイヤルで子どもたちの声を受け止めていくということで実施していますが、11月6日から12月5日までの間でも全国で2万7,622件のアクセスがありまして、それも開設当初は子どもたちがチャイルドラインを知らなかったものからいたずらっぽいお電話があったのですが、最近はかなり悩みが深くなっていて、先日の新聞にも「語りはじめた子どもたち」という題で掲載されていましたが、こういう子どもたちの声を受け止めていますと、子どもたちの意見表明とかそういう環境がなかなかつくりだせていないというのを実感します。

子どもの権利条約が批准される時はすごく興味があったりして、世間的にはニュースになっていましたけれども、その動きがぱたっと止まっているような気がして、大人が知ることも

大事ですけれども、子どもたちにその権利条約を「あなたたちが活用する権利なんだよ」というような周知のあり方とか、そういう機会が大事ではないかと実感しています。

座長 ありがとうございます。私は、他の県で弁護士会が人権賞というのをつくって、その選考で経験したことです。まさに今おっしゃったチャイルドラインが問題になりました。これはチャイルドラインといいながら従来はお母さんが自分の子どもがこうしないのはどうしたらいいだろうかという相談が圧倒的に多かったようです。だけど子どもは子どもで、学校の先生に言うとか友だちに言うとか親の恥を自分が暴くといいますが、なかなか子どもの神経としてやりにくい。だけど問題があるときにこのナンバーへかけたら聞いてもらえるということで広がり、それが非常に大事です。

これは個人的な話ですが、われわれはお母さんからいじめられるというのは体験していない世代だけど、他の県ではお母さんが困っているときにはネットで相談する例があります。われわれはなぜそんなものがあるのかなと思ったけれど、考えてみたら、今のお母さんは自分のお母さんやおばあさんから習うということが非常に難しい。近隣社会というとおかしいですけど、近所に口やかましいおばさんやうるさいおじさんがいて、子どもの発育についていい意味で助言してもらえるけれど、それもない。そうなるとうちでマンションにいて自分の子の子育てだけをマニュアルどおりやっても子どもはちゃんと反応しない。それが積もり積もって気がついたら折檻している。度を超せば傷害、殺人までいく例が少なくない。そのときにネットで聞いたらちゃんと答えてくれるシステムを開発されたのです。やはりそういうものがある時代だな、それがないと子どもの人権が守れない社会状況になっているのだなと思いました。外国人のことはもちろんですけど、それはぜひお願いしたい。

それと、これは知事に申しあげないといけないのですが、従来の住民サービスというのは道路をつくり、ガスや電気を絶やさないようにするというところに力点があったかもしれないけれど、これからは日本の社会は少子高齢化で、人間関係で面倒をみてもらうことに国の予算をたくさん使わなければならないようになる。それはぜひ自治体のレベルから実践していただいて、国会議員の反省を求めるといって、国全体としてもそういう大きな方針ができていくように、とくに少子化で何かの形の外国人の若い労働者の力を借りるといってなれば、外国人対策は日本自身の問題になってくるので、ぜひ京都府として頑張っていただきたいと思います。

委員 私は外国籍府民のための生活相談を、実際に自分もちょっと経験がありまして今もずっとやっているのですけれど、そこに関してお話をしたいのです。実際にやっている経験からいいますと、私はこちらに月平均 210 件とある数字が出ていますが、この数字はどこから出たかと疑問に思ったことがあるのです。なぜかという、今、京都市内では京都府国際センターと蹴上の国際会館と YWCA で、主に 2 ヶ所がすごく活躍しているのですけれど、京都府の国際センターではそこまで数字があまりないのです。毎月考えても 20 件ぐらいなので、この数

字に関してびっくりしたところがあります。

外国人でも京都市内で生活する人たちはみなネットワークがあるというか、困ったときにお互いに相談できるグループみたいな組織があるのです。でも私から見てもっと今困っているのは農村に住んでいる方たちではないかと思っています。なぜかという、活動しながらも府庁のいろいろなところに行っているのですが、外国人が何人がいらっしゃいますかと聞いたりするのは。結構いますよといいながら、活動するときに外国人が見えないのです。そういうことは庁内では完全に排除されているのではないかというのを考えたことがあります。田舎で子育てとか自分で悩んで変な事故とかが大きいと思いますので、京都市内も大事ですけども、もっと私たちから離れたところの出張所のほうに目を向けたらいいじゃないかと思っています。

今、委員からすごくありがたいお話がありました。私は今外国人の子どもたちの教育を研究しているのですが、これからはだんだん増える一方なので、京都府でも委員会で考えてくださったらありがたいと思います。

委員 こういう事業をされるにあたりまして、今までにも意見が出ていますが、現場を実際に見ていただきたい。現場での困った出来事をみんなが簡単に相談できるようなネットワークづくりが必要だと思います。京都府という大きな組織から学区単位の小さい地域までのネットワークがあれば、地域の住民がすぐに相談でき、それに対していろんな方面から助言してもらえるのではないのでしょうか。

先ほどの虐待の話ですが、お母さんが子どもの育て方がわからないということもあります。そういうお母さんは保健所にもなかなか出てこないの、個別に子育て支援をする必要があると思います。

委員 最後の報告のなかでそれぞれの啓発の取組についての報告をいただきましたが、最近の『府民だより』に障害者自立支援法のさまざまな問題に対して京都府が施策を打っていただいたという結構大きな記事が載っていました。この場ではよく『府民だより』について評価をする発言をさせていただいておりますが、あのような形で一般府民の方に目にふれる機会が出てきているということはありがたいことだと思っています。

また私の立場から申し上げますと、障害者自立支援法が施行されてさまざまな困難な状況が起きているわけですが、私どもの組織としても京都府に住んでおられる障害のある方々を一人も失わないという思いを共有していこうということで取組をしております。介護関係でもさまざまな悲しいニュースが出ておりますし、児童の虐待やいじめによる自殺という悲惨なニュースも全国的に多く出ているわけですが、いろいろな制度に任せていくと、例えば高齢者介護は高齢者福祉という視点が飛んでしまっているような感じがします。すべて競争原理とか効率化のなかにゆだねていくなかで、やはり弱い立場の方が失われていくという非常に悲しい国になってきている。そういう国を何とかしていかなければいけないと思いますし、地方自治という時代になりましたので、京都府はこういう京都のまちづくりをしていくのだという柱をぜひ高

く掲げていただきたいと願っているところです。

座長 ありがとうございます。今、委員がおっしゃったように一人の障害者も困らせないというか、救うというのは偉そうな言い方になりますけれども、結局、地方の時代になるというときに今の枠では限度があると思います。外国人を集めて日本語教育あるいは外国語の授業をやるときに、狭い行政単位で考えては無理があると思うので、そうなったら京都府が音頭を取って近畿圏でモデルを、他の府県にも呼びかけて人権関係の授業をやるとか、それは外国人の問題だけではなくて医療もそう思いますし、障害者の支援施策でもそういう発想があってはじめて、よりよく国民全体のもっている限られた資源を生かせるということがあると思いますので、今までの日本の法的な枠のなかでももちろん限界はあると思いますけれど、そういう発想を京都府からぜひ発信していただきたい。

要するに、地域といってもそれは従来の行政区画で限られた地域ではなくて、そのへんにいる住民、そうすると外国籍府民であろうと外国籍日本人であろうとそういうことはとくに大きな問題にならないので、人権の発想としては、とくにわれわれのように全般を見渡す者の発想としては、ぜひそういう可能性をどんな形で具体化するのか方策を考えていってもらいたいと思います。

府のほうから何かおっしゃることはありますか。

事務局 全体のまとめということになるかもわかりませんが、今日も本当に時間が足りないうらい熱心にご議論いただきましてありがとうございました。最初の研修の問題については、委員から組織を運営する者の立場からの悩みという切り口で、実際にことが起こったときは、いったい研修はどうしていたのかということが問題になるわけでございまして、そういう意味で本当に研修というのは大事だと思っております。ただ、研修というのはなかなか結果、効果が見えてこないという悩ましい問題がありまして、その問題を、ご指摘がありましたようにアンケートなどを通じて課題を分析して、それに対する対応といいますが、効果のあるやり方をやっていくことが大事だと思っておりますので、これからアンケートの分析も含めてどういうふうにすればより効果的な研修ができるかということについてわれわれは検討していきたいと思っております。

二番目の人権相談のネットワークにつきましては現実を踏まえた厳しい意見があったわけで、そういったご指摘を十分われわれは踏まえる必要がありますが、私どもとしては国と府と市町村がこういった形で連携をする体制といいますが、そういったシステムを立ち上げることができるということが一つの進歩だと思っております。これから立ち上げたうえで歩みながらいいものにしていきたいと思っております。そのためにも委員の皆様からもこれからは引き続きいろいろご意見をいただきたいと思いますと思っております。

最後に時間が非常に短いなかで皆さん方から貴重な意見をいただいたと思っております。と

くにそれぞれの委員のご活躍の現場を踏まえた現場からの声というのが非常に印象に残っておりまして、そういった意見についてここに出席している者はもちろんきちんと受け止めたいと思いますが、出席をしていない部局についても皆様方の意見をお伝えして、京都府としてこれからどういうふうに対応していったらいいかということについて十分考えていきたい、生かしていきたいと思いますのでよろしくお願いします。今日は本当にありがとうございました。

座長 私の役割はもう終わったと思いますので、今日の会合はこれで終わらせていただきたいと思います。どうもご協力ありがとうございました。